

薬生食監発 0515 第 1 号

令和 5 年 5 月 15 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長

(公 印 省 略)

アイルランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「月齢制限の廃止に伴う輸入牛肉等の取扱いについて」
(令和元年 5 月 17 日付け薬生食監発 0517 第 1 号 (最終改正：令和 5 年 3 月
22 日付け薬生食監発 0322 第 1 号)) の別添 3 により取り扱っているところ
です。

今般、検疫所において、Kepak Athleague (施設番号 IE 313 EC) から輸
出された貨物 (牛舌) を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十
分であることが確認されました。

現在、アイルランド側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通
知するまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手
続を保留の上、検疫所業務課を通じ当課まで連絡するようお願いします。